

鈴鹿市認知症カフェ登録事業実施要領

平成30年2月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、軽度認知障害又は認知症（以下「認知症」という。）の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集える拠点を、鈴鹿市認知症カフェ（以下「カフェ」という。）として登録し、広く市民に周知することにより、認知症の人の居場所づくりを行い、介護する家族の負担軽減を図るとともに、認知症についての理解の促進に寄与することを目的とする。

(要件)

第2条 カフェは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) カフェを実施しようとするものは、地域住民団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人等であること。
- (2) 2か月に1回以上鈴鹿市内で実施すること。
- (3) カフェで行う活動は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 認知症の人やその家族の相互交流及び情報交換
 - イ 認知症についての相談
 - ウ 家族の介護負担の軽減
 - エ 認知症についての啓発
- (4) 従事者（カフェで前号に規定する活動に従事する者をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者がカフェに常駐すること。
 - ア 保健師、看護師、社会福祉士等の国家資格を有する者であって、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有するもの
 - イ 認知症ボランティア養成講座等の研修を受講した者
- (5) カフェを実施しようとするものは、鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 従事者は、鈴鹿市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(申請)

第3条 カフェとして登録を受けようとするものは、鈴鹿市認知症カフェ登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第2条各号に定める要件に適合するか審査を行い、要件に適合すると認めた場合は、当該申請に係る実施場所をカフェとして登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その登録を行ったカフェを実施するもの（以下「実施主体」という。）に対し、鈴鹿市認知症カフェ登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）、市が別途定める鈴鹿市認知症カフェステッカー（以下「ステッカー」という。）並びに鈴鹿市認知症カフェのぼり旗及びポール（以下「のぼり旗等」という。）を交付するものとする。

3 ステッカー及びのぼり旗等の交付数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を限度とする。

(1) ステッカー カフェ1か所につき1枚

(2) のぼり旗等 カフェ1か所につき2セット

4 実施主体は、当該カフェの実施に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 食品の提供を行う場合は、適宜、管轄の保健所に食品衛生に関する指導及び助言を得るとともに、食品の衛生管理を徹底すること。

(2) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、参加者の個人情報を第三者に漏らすことがないように、適切な措置を講じること。

(3) 営利活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。

(4) 参加者の安全管理及び事故防止に努めること。

(5) 発生した事故又は実施主体が第三者に与えた損害に対して、実施主体は、責任をもって処理すること。

(6) 参加費を徴収する場合は、参加者に対して、チラシ等の書面に記載した上で説明すること。

(7) 第2項の規定により交付を受けたステッカー並びにのぼり旗等は、加工又は第三者に譲渡若しくは貸与しないこと。

(8) 第2項の規定により交付を受けたステッカー又はのぼり旗等が、破損又は汚損等により使用困難となったときは、別に定める方法により届け出ること。

(9) 第2項の規定により交付を受けたステッカー又はのぼり旗等は、火気及び危険物の付近や倒壊又は落下のおそれがある場所を避けるとともに、道路交通の安

全を阻害しないよう留意した上で、カフェの会場敷地内に設置すること。

(10) 第2項の規定により交付を受けたのぼり旗等の設置は、カフェの実施時間に限定すること。

(11) 市長からのカフェに関する会議出席等依頼に協力すること。

(12) その他関係法令の規定を遵守すること。

(変更の届出)

第5条 実施主体は、第3条の規定による申請内容に変更が生じたときは、鈴鹿市認知症カフェ登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第6条 実施主体は、第4条第1項の規定による登録を受けたカフェを廃止しようとするときは、鈴鹿市認知症カフェ登録廃止届（第4号様式）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、第4条第1項の規定によるカフェとしての登録を抹消するものとする。

2 市長は、実施主体が次のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による登録を抹消することができる。

(1) 第2条各号に規定する要件に適合しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により登録証の交付を受けたとき。

(3) その他市長が適当でないとしたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、鈴鹿市認知症カフェ登録抹消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(周知)

第8条 市長は、第4条第1項の規定によるカフェの登録状況等について、鈴鹿市ホームページ等で広く周知するものとする。

(登録証等の返還)

第9条 実施主体は、第7条第1項又は第2項の規定によりカフェの登録を抹消されたときは、第4条第2項の規定により交付された登録証及びステッカー並びにのぼり旗等を市に返還するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要領は，平成 30 年 2 月 1 日から施行する。